



厚生労働省福島労働局発表
平成30年1月18日

担 当	福島労働局雇用環境・均等室
	室長 佐藤 央子
	監理官 針生 達矢
	室長補佐 山村 千華
	電話 024-536-4609 内線 771・593

福島労働局と福島県社会保険労務士会が 「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』 推進連携協定」の締結に合意

～協定締結式を1月24日(水)14時に開催～

厚生労働省福島労働局（局長 島浦幸夫）は、福島県社会保険労務士会（会長 宍戸宏行）と、働き方改革や福島県の復興支援の取組等について相互の連携強化を図ることで、それぞれが目指す福島県内の「人を大切にする企業づくり」と「魅力ある職場づくり」を推進するため、新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定を締結することで合意しました（協定の概要は参考1参照）。

併せて、同日、この協定に基づき、福島県社会保険労務士会・厚生労働省福島労働局「共同宣言」を行うことも併せて合意しました（共同宣言の概要は参考2参照）。

「働き方改革」を含む都道府県労働局と県社会保険労務士会の「包括連携協定」の締結は、全国で初めてとなります。

協定締結にあたり、協定者の代表が出席し、協定締結式を下記により開催します。

記

1. 日 時 平成30年 1月24日（水） 14時
2. 場 所 福島地方合同庁舎 4階会議室（福島市霞町1-46）
3. 次 第

協定・共同宣言概要説明・出席者紹介

協定署名

共同宣言署名

協定者挨拶

写真撮影

4. 留意事項

取材にお越しの際は、受付にて社名と取材者氏名をお知らせください。会場準備の都合がございますので、TVカメラによる取材の場合は、なるべく事前に上記担当者あてお知らせください。なお、資料は当日取材者にも配付いたします。

新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定

概 要

福島県社会保険労務士会と厚生労働省福島労働局は、それぞれが目指す福島県内の「人を大切にする企業づくり」と「魅力ある職場づくり」を推進するため、連携して次の事項について取り組みます。

- 1 働き方改革に関する次の事項に係る企業への周知及び企業における取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。
 - ① 非正規雇用の処遇改善
 - ② 賃金引上げと労働生産性向上
 - ③ 長時間労働の是正
 - ④ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
 - ⑤ 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
 - ⑥ 高齢者の就業促進
- 2 労働、雇用の面からの福島県の復興支援に関する次の事項に係る企業への周知及び取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。
 - ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
 - ② 医療福祉等人材不足分野・地域における労働力の確保
 - ③ 若者の雇用対策
 - ④ 職業訓練の推進
- 3 労働環境の改善に関する次の事項に係る福島労働局の施策の周知に関すること。
 - ① 労働関係業務の電子化の推進
 - ② 労働災害防止対策の推進
 - ③ 安全衛生教育の推進
 - ④ ハラスメント防止対策の推進

福島県社会保険労務士会・福島労働局 共同宣言 概要

福島県社会保険労務士会と厚生労働省福島労働局（以下「福島労働局」）は、この協定に基づき、福島県における「働き方改革」等を推進するため、相互が連携して以下のとおり取り組みます。

- 1、福島県社会保険労務士会は、「働き方改革」に関し、福島労働局をはじめとする関係機関からの協力要請に迅速に対応し、福島県民及び県内企業の利便性向上を図るべく、積極的に情報発信を行います。
- 2、福島労働局は、「働き方改革」に関し、最新の情報を福島県社会保険労務士会に提供し、同会会員の社会保険労務士を通じて、福島県内企業への普及・意識啓発や働きかけを進めます。
- 3、このほか、福島県社会保険労務士会と福島労働局は、相互に連携し、福島県内の「働き方改革」及び「復興支援」を推進します。

新生ふくしま「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」推進連携協定に基づく 連携取組事項

1 共同宣言(平成30年1月24日)

標記協定の締結日に、同協定に基づく今後の連携取組について共同宣言を行ない、協定の趣旨について広く県民に発信する。

2 福島県社会保険労務士会における無期転換ルール研修会の開催 (平成30年2月1日)

標記協定に基づき、福島県社会保険労務士会会員の社会保険労務士を対象として、有期雇用労働者の無期転換ルールに関する研修会を開催し、福島労働局担当者が当該ルールに関する説明を行う。

3 被災者支援無料相談会の開催協力 (平成30年1月～)

標記協定に基づき、福島県社会保険労務士会の実施する復興支援事業「福島県社会保険労務士会総合相談所被災者支援無料相談会」の開催について、福島労働局が資料提供等により協力する。

4 労働環境改善業務検討会(仮称)の設置 (平成30年2月)

標記協定に基づき、福島県社会保険労務士会及び福島労働局より出された相互の業務に係る改善意見について、合同で検討するための会を設置する。

○ 定期協議の開催(平成30年)

上記のほか、今後、標記協定に基づく定期的協議を行い、次の事項を連携して実施する。

- ① セミナーの共同開催
- ② それぞれが主催するセミナーの相互協力
- ③ 社労士会が実施する会員向け勉強会への講師派遣
- ④ 相互の機関紙やホームページ等による情報発信